

別記様式(第4条関係)

随意契約結果一覧

所属(課名)					建築開発課		
件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会 の開催 の有無	備考
建築行政共用データベースシステム利用契約	令和5年4月1日	一般財団法人建築行政情報センター	2,459,875	2,459,875	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約) 一般財団法人建築行政情報センターは、国から委託され建築行政共用データベースシステムの開発・運用を行っていることから、建築基準法の改正対応とシステム運用の双方に精通しており、競争入札に適さない契約であるため。	無	
松阪市開発許可システム運用保守業務委託	令和5年4月1日	富士通Japan株式会社 三重支店	657,800	657,800	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約) 松阪市開発許可システムは、本市が開発許可等の許認可業務を実施する為に必要な事務作業を支援するシステムであり、三重県が運用している開発許可システムを松阪市向けにカスタマイズし、令和2年度から運用を開始しているシステムである。本業務委託は、松阪市開発許可システムの安定的な運用保守を目的とするものである。 松阪市開発許可システムのプログラムのうち、業務機能的な部分は概ね、富士通Japan株式会社が保有していたプログラムを三重県の仕様にカスタマイズされたものであり、それをさらに令和元年度に本市の仕様にカスタマイズしており、カスタマイズした部分の著作権は三重県又は本市が有している。一方、ヘルプ機能や認証管理機能等の共通機能部分、データベースの校正や関連付けの管理機能部分は、富士通Japan株式会社が保有していたプログラムをカスタマイズせずに使用しており、その部分のプログラムの著作権は富士通Japan株式会社が保有し、本市は使用することができることとなっている。 松阪市開発許可システムの安定稼働のための運用保守業務には、障害時の対応が必須であり、この障害対応のためにプログラムの是正措置を行うには、富士通Japan株式会社が著作権を有する部分のプログラム修正も行うこととなる。 このため、本システムの運用保守業務はプログラムの著作権を有する富士通Japan株式会社でしか行うことができないため。	無	
松阪市開発許可システムPC更新向け対応業務委託	令和5年10月20日	富士通Japan株式会社 東海公共ビジネス部	643,500	643,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約 松阪市開発許可システムのプログラムのうち、業務機能的な部分は概ね、富士通Japan株式会社が保有していたプログラムを三重県の仕様にカスタマイズされたものであり、それをさらに令和元年度に本市の仕様にカスタマイズしており、カスタマイズした部分の著作権は三重県又は本市が有している。一方、ヘルプ機能や認証管理機能等の共通機能部分、データベースの校正や関連付けの管理機能部分は、富士通Japan株式会社が保有していたプログラムをカスタマイズせずに使用しており、その部分のプログラムの著作権は富士通Japan株式会社が保有し、本市は使用することができる。このため、システム環境の構築はプログラムの著作権を有する富士通Japan株式会社でしか行うことができないため。	無	